

「奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス」事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス」事業業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 委託業務名

奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス事業業務委託

(2) 仕様

別紙『奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス事業業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年12月28日までの期間

(4) 上限提案価格

8, 771, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

本件に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとし、公告日から委託業務契約締結までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和62年訓令第9号)による有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されていること。

(2) (1)に登録されていない場合、登記事項証明書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)及び納税証明書を提出し、当該業務を所管する課において、審査を行った上で参加の適否について適と判断した場合、参加資格を有することとする。

(2) 有資格者名簿による指名停止期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立中または破産手続中でない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないこと。

(7) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、国又は福島県、桑折町の

機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(8) 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。

4 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となる。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期間を遵守しなかったとき。
- (2) 本実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 審査委員会の委員及びその家族、又は審査委員会の委員及びその家族が主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、団体等であるもの。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている団体であること。

5 プロポーザルの日程

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和8年4月 7日 (火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年4月13日 (月) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年4月14日 (火) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和8年4月16日 (木) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和8年4月17日 (金) |
| (6) 提案書等の提出期限 | 令和8年5月 1日 (金) |
| (7) 審査会 | 令和8年5月 8日 (金) |
| (8) 審査結果公表 | 令和8年5月11日 (月) |
| (9) 仕様書協議 | 令和8年5月15日 (金) |
| (10) 委託業務契約締結 | 令和8年5月中旬頃 |

6 実施要領・委託仕様書の公表及び配布

(1) 公表及び配布時期

令和8年4月7日(火)～令和8年4月16日(木)

(2) 公表及び配布資料

- ・奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス公募型プロポーザル実施要領
- ・奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス業務委託仕様書
- ・様式集
- ・福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金(以下、補助金という。)交付要綱

(3) 配布方法

桑折町公式ホームページより取得すること。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月16日(木)午後5時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参、郵送又はEメールとする。

※Eメールによる提出の場合には、Eメール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

- ・参加表明書(様式1)
- ・団体概要書(様式3)
- ・暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式4)
- ・登記事項証明書(取得から3か月以内のもの)※有資格者名簿に登録がない場合
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※有資格者名簿に登録がない場合
- ・納税証明書(所管税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」及び桑折町の町税が課税されている場合は、「町税」について未納税額のない証明。取得から3か月以内のもの)※有資格者名簿に登録がない場合

(5) 参加資格確認結果通知

令和8年4月17日(金)に各社宛てにメールにて参加資格の有無を通知する。

8 質問書の提出について

(1) 提出期限

令和8年4月13日(月)午後1時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参、郵送又はEメールとする。

※Eメールによる提出の場合には、Eメール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

質問書(様式2)

(5) 回答方法

桑折町ホームページにより回答する。

(6) 回答日時

令和8年4月14日(火)午後5時予定

9 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年5月1日(金)午後5時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

※電子メールによる提出は受付しない。

(4) 提出書類

提出する提案書等については、仕様書及び下記事項を含む内容で作成、提出すること。なお、提出された資料は返却しない。

- ・業務実施体制(責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等)
- ・業務内容(企画内容、会場レイアウト、会場の様子がわかる図又は写真等)
- ・過去の類似事業等の実績がわかる資料
- ・業務実施工程表(想定される業務期間スケジュールを表で示すこと)
- ・企画プロポーザル参加者の概要(会社概要、担当者名、連絡先)
- ・事業経費積算書(費用総額を見積ること)
- ・その他、企画提案を説明するのに必要な書類

※任意様式とするが、日本工業規格A4判とする。

※提案書について、会社名等提案者が特定される表記は絶対に行わないこと。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部

(6) 辞退方法

企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退書(任意様式)を令和8年5月7日(木)午前9時までに提出すること。

10 審査会

(1) 実施日

令和8年5月8日(金)

※詳細については、参加資格結果通知とともに参加者に通知する。なお、ビデオ会議ツール等を利用し、遠隔形式で実施する場合並びに審査対象者が多数の場合は日程が変更となる場合がある。

(2) 使用機材

審査会当日のプロジェクター、スクリーンは本町が準備する。遠隔形式で実施する場合、企画提案者が使用するPC等は各自で準備すること。その他必要な機材等あれば企画提案書提出時に本町へ連絡すること。

※PCとプロジェクターの接続はHDMI端子での接続を予定している。

(3) 実施方法

プレゼンテーションにより提案内容を発表する。1者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション15分、質疑応答10分とする。

なお、プレゼンテーションの順番は、参加表明書（様式1）提出順とする。

(4) 審査方法

ア 審査に際しては、提案者の称号や名称、代表者の氏名等について匿名にて実施する。

イ 奥州こおり宿 楽市楽座 with 盆フェス業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員が評価基準（別表1）に基づいた評価を行い、合計得点を算出する。

ウ 評価表の合計得点により、審査委員ごとに参加者の順位を決定する。

(5) 選定方法

(4)による**順位**の平均が最も上位のプロポーザル参加者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。また、順位による平均が同順位の場合は、合計得点の平均点により優劣をつける。合計得点の平均点と同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を受託候補者とする。

なお、合計得点の平均点が満点に対し4割に満たない参加者は失格とする。

(6) 審査結果の公表日時

令和8年5月11日（月）※審査会の日程により変動する場合がある。

(7) 審査結果通知方法

桑折町公式ホームページより回答する。

(8) 審査結果の通知

通知事項を以下のとおりとする。

(a) 業務の内容

- ① 業務名
- ② 業務概要
- ③ 履行期間

(b) 受託候補者

- ① 商号及び名称
- ② 所在地
- ③ 評価点

(c) 審査の内容

- ① 審査委員会開催日
- ② 提案者総数
- ③ すべての提案者の商号及び名称(50音順)
- ④ すべての提案者の評価点及び順位(提案者が特定されないようA社、B社等、アルファベット表記にて公開する。提案者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。)

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した業務委託予定者を本業務に係る随意契約の見積もり徴収の相手方とする。なお、業務委託予定者との契約が成立しない場合は、次点の者を本業務に係る随意契約の見積もり徴収の相手方とする。

(2) 仕様書の協議等

業務委託予定者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

また、契約後の企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、町は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限提案価格を越えないものとする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日までとする。

(5) その他

本事業は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金を活用して実施する。契約等の手続きは、補助金の交付決定後に実施する。同補助金が交付されない場合は事業内容を見直す場合がある。

12 主催及び事務局

(1) 主催 桑折町

(2) 事務局 福島県伊達郡桑折町総合政策課広報広聴係

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7

TEL 024 - 582 - 2115 FAX 024 - 582 - 2479

E-mail seisaku@town.koori.fukushima.jp

13 その他事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(3) 審査経過に係るいかなる問い合わせにも応じない。

(4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。

(5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 本要領に定めない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表1) 審査基準及び配点 (100点満点)

評価項目	評価内容		配点
業務遂行能力	スケジュール	・ 企画から事業実施まで、業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	10
	業務体制	・ 確実に事業を遂行するための体制が整っているか。	10
	業務実績	・ 本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務実績があり、効果的な業務の実施が期待できるか。	10
企画提案・運営	事業趣旨の理解	・ 本事業の目的や業務内容の趣旨を理解しているか。	10
	企画提案	・ 実施内容は、町内外に対し町の魅力を発信・体感でき、観光交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる内容であるか。	15
		・ 会場全体の統一感やイベントの一体感が出せるような工夫がされており、各コンテンツは、事業内容にマッチしたものとなっているか。	10
		・ 出演者の選定は話題性があり町内外から多くの来場が見込める人物となっているか。	10
	広報	・ 発信性、拡散性が高く、効果的なPRがされているか。	15
	会場運営	・ 会場の安全管理面について、配慮されているとともに、会場内の回遊性を高めるための取り組みがされているか。	10
合 計			100